



# 第20回統一地方選挙

4/9 (日) 北海道知事選挙  
北海道議会議員選挙

4/23 (日) 砂川市長選挙  
砂川市議会議員選挙

固選挙管理委員会事務局 Tel 74-8794

## 投票できる方

### ●住所要件

- 【知事選挙】令和4年12月22日以前から引き続き砂川市の住民基本台帳に登録されている方
- 【道議会議員選挙】令和4年12月30日以前から引き続き砂川市の住民基本台帳に登録されている方
- 【市長・市議会議員選挙】令和5年1月15日以前から引き続き砂川市の住民基本台帳に登録されている方

### ●年齢要件

- 【知事・道議会議員選挙】18歳以上（平成17年4月10日以前生まれ）の方
- 【市長・市議会議員選挙】18歳以上（平成17年4月24日以前生まれ）の方

### 投票所入場券を郵送します

知事・道議会議員選挙、市長・市議会議員選挙の際に必要な投票所入場券は、3月23日(木)から順次郵送します。投票日当日（4月9日と23日の2回）に使用しますので、大切に保管してください。

### 転出した方の知事・道議会議員選挙

砂川市の選挙人名簿に登録されている方であれば、転出先市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間は、道内に住所を有している方に限り知事・道議会議員選挙の投票をすることができます。

※最寄りの市町村から交付された「引き続き住所を有する旨の証明書」を投票所で提出するか、選挙管理委員会の確認を受けることが必要です。

## 新型コロナウイルス感染症に関する対応

### 特例郵便等投票制度

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養などを行っている方で、一定の要件に該当する方は郵便で投票することができます。

- 対象** 次のいずれかに該当する選挙人で、投票用紙の請求時において、外出自粛要請または隔離・停留措置の期間が選挙期日の公示の翌日から選挙当日までの期間にかかるの見込まれる方

- ①感染症法、検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方
  - ②検疫法の規定により宿泊施設内に収容されている方
- ※外出自粛要請期間が終了したあとに投票用紙を請求した方や濃厚接触者は対象になりません。

- 投票用紙請求書の提出期限** 各投票日の4日前まで
- ※投票用紙の請求手続きや郵便投票の方法は市ホームページをご覧ください。選挙管理委員会へお問い合わせください。

- 罰則** 特例郵便等投票の手続きにおいては、他人の投票に対する干渉やなりすましなどの詐偽の方法による投票について、公選法上の罰則（投票干渉罪、詐偽投票罪など）が設けられています。

### 期日前投票が可能です

当日の混雑を緩和するために期日前投票が可能です。詳細は11ページの上段をご覧ください。

### 投票所での感染症対策

皆さんが安心して投票できるよう、各投票所で新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで選挙を実施します。

- 手指用アルコール消毒液を設置します
- 使い捨て鉛筆を配布します
- 投票記載台のアルコール消毒を定期的に行います
- 投票所内の換気を定期的に行います
- 投票管理者・投票立会人・投票事務従事者はマスクを着用し、せきエチケット徹底に努めます

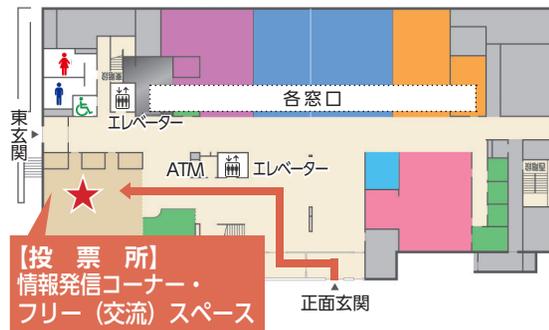
投票日に投票できない方は

**期日前投票・不在者投票** をしましょう！

### 期日前投票の対象

- ①仕事がある方
  - ②旅行やレジャーなどの用事がある方
  - ③冠婚葬祭の予定がある方
  - ④疾病や妊娠などの理由で投票できない方
  - ⑤投票日当日に悪天候が予想される場合
- ※投票日当日に近づくほど混雑する傾向があります。  
新型コロナウイルス感染症対策の観点からも分散投票にご協力ください。

期日前投票所（市役所 1 階フロア図）



### 不在者投票の対象

- ㊦出張などのため市外で投票する方
  - ①選挙人名簿に登録されていても、期日前投票をしようとする時点で満 18 歳に達していない方
  - ㊧指定施設（市立病院、福寿園、福祉複合施設、慈恵会病院、ねんりん館）に入院などを行っている方
- ※㊦の施設では、その施設で不在者投票ができます。詳しくは施設担当者へお問い合わせください。

#### 投票用紙などの請求

マイナンバーカードを利用してスマートフォンやパソコンなどからオンラインでも請求可能です。請求方法については市ホームページをご覧ください。詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

### 期日前投票・不在者投票ができる期間（不在者投票の対象㊧を除く）

- 【知事選挙】 3月24日(金)～4月8日(出)  
【道議会議員選挙】 4月1日(出)～8日(出) ※3月24日～31日は投票不可。  
【市長・市議会議員選挙】 4月17日(月)～22日(出)  
※いずれも 8:30～20:00（土・日曜日も投票可）

高齢者・障がいのある方も安心！

## 投票所のバリアフリー

#### ●車いすの配置

投票所内では付き添いの方に代わり、係員がお手伝いをしますので、お声がけください。

#### ●座位記載台の配置

車いすに乗ったまま記入できます。

#### ●点字器・点字用候補者名簿の配置

目の不自由な方は点字で投票できます。

#### ●老眼鏡の配置

#### ●仮設スロープの設置（一部の投票所のみ）

#### ●土足用マットの設置（一部の投票所のみ）

市役所、海洋センター、北・南・東地区コミュニティセンター、宮川集会所では靴を脱がずにそのまま投票できます。

※土足用マットが設置されない投票所において、靴の脱ぎ履ぎが困難な方は車いすをご利用ください。お手伝いが必要な方は係員にお声がけください。